様式第19号(第21条関係)

(表)

介護保険給付額減額等通知書

|  |  |
| --- | --- |
| 〒　身延町様 | 第　　　　　号　　年　　月　　日身延町長　　　　　　　　　　 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 | 　 | 被保険者番号 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

　　　年　　月　　日にあなたは、(要介護(更新)認定・要支援(更新)認定・要介護状態区分の変更)申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり未納となっておりますが、既に保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、遡って納めていただくことができません。

　保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険法第69条第1項の規定により、下記期間につき介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、居宅支援サービス計画費の支給及び特例居宅支援サービス計画費の支給並びに高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を除く。)の額の減額及び高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費の支給を行わないことに決定しましたので、通知します。

　なお、災害及びその他の特別の事情等が発生した場合には、給付額減額等の措置が対象外となりますので、速やかに身延町役場福祉保健課に届出をしてください。

|  |
| --- |
| 給付額減額の措置を行う期間　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日給付金減額措置の算定根拠 |
| 給付額減額期間＝ | 保険料徴収権消滅期間 | × | 　　　　保険料徴収権消滅期間　　　　　保険料徴収権消滅期間＋保険料納付済期間 | × |  |
| 徴収権消滅期間:(未納・時効消滅額／年賦課額)＋(未納・時効消滅額／年賦課額)＋・＝　年納付済期間:(納付額／年賦課題)＋(納付額／年賦課額)＋・・・・・・・・・・・＝　年 |
| 　 | 年度 | 未納・時効消滅額 | 納付額 | 年賦課額 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 |

問い合わせ先

　身延町役場福祉保健課

　住所　山梨県南巨摩郡身延町切石117-1　　電話番号　0556-20-4611

※　裏面の教示お読みください。

(裏)

教示

　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、山梨県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年間を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、当該審査請求に対する山梨県介護保険審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、山梨県介護保険審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年間を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

　処分の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する山梨県介護保険審査会の裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで提起することができます。

　(1)　審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　　住所　山梨県甲府市丸の内1-6-1　電話番号　055-223-1453

　　　　　山梨県健康長寿推進課